

鳥取県告示第 242 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 66 条第 1 項の許可の申請期間を平成 20 年 4 月 8 日から同月 18 日までと定めたので、同規則第 9 条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治